

○基金の繰替運用の取扱いに関する規程

〔平成21年2月1日〕  
訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、香南香美老人ホーム組合（以下「組合」という。）の財政資金の円滑かつ効率的な管理運用を図るため、組合の各基金を繰替運用する場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(繰替運用)

第2条 歳計現金に不足が見込まれる場合、次の各号に掲げる事項に基づき基金の繰替運用を行うことができるものとする。

- (1) 繰替運用の期間 繰替の属する年度
- (2) 繰替運用の利率 繰替運用実行日現在の一時借入金利率未満
- (3) 繰替運用の利子相当額支払方法 期間満期一括精算払

(その他)

第3条 この訓令に定めるもののほか、基金の繰替運用に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年2月1日から施行する。

(適用利率の経過措置)

- 2 第2条第2号に規定する利率は、当分の間、零パーセントを適用するものとする。

(繰替運用手続等の経過措置)

- 3 この訓令の施行の日の前日までになされた繰替運用手続きその他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。